

## ケアハウスライラック久世

### 重要事項説明書

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第178条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

#### 1. 事業者名及び所在地

所在地 岡山県真庭市下河内2275番地  
事業者名 社会福祉法人十字会  
代表者 理事長 西本 益治  
電話番号 0867-55-2921  
FAX 0867-55-2925

#### 2. 施設名称及び所在地

所在地 岡山県真庭市久世540番地3  
施設名 ケアハウスライラック久世  
事業者番号 3373400740  
管理者名 中山 真吾  
電話番号 0867-42-7550  
FAX 0867-42-7553

#### 3. 施設の概要

##### (1) 敷地及び建物

敷地 11,700.00㎡  
建物 構造 防災建築  
延べ床面積 3,835.56㎡

#### 4. 施設の設備等

介護居室	数	面積
2人室	3室	36㎡/1室
1人室	34室	24㎡/1室
一時介護室	1室	15.00㎡
食堂	3室	168.72㎡
機能訓練室		85.25㎡
一般浴室	3	32.22㎡
共用便所	3	22.29㎡
洗濯室	3	20.30㎡
機械室		18.00㎡
倉庫	2	25.19㎡
厨房(共用)		202.50㎡
事務所・宿直室		19.64㎡
片廊下		2.5㎡
中廊下		3.0㎡
新館廊下		4.0㎡

## 5. 併設事業

	指定年月日	指定番号	利用定数
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームライラック久世)	平成13年4月1日	3373400757	20名
短期入所生活介護事業	平成13年4月1日	3373400328	1名
介護予防短期入所生活介護事業 (ライラック久世ショートステイ)			
通所介護事業・介護予防通所介護事業 (ライラック久世デイサービスセンター)	平成13年4月1日	3373400310	20名
居宅介護支援事業・介護予防居宅介護支援事業 (十字会久世居宅介護支援事業所)	平成11年10月1日	3373400021	

## 6. 事業の目的と運営方針

事業の目的	特定施設入居者生活介護利用契約書	第1条記載
事業の運営方針	特定施設入居者生活介護運営規程	第2条記載

## 7. 職種及び職務分掌

### (1) 職種

管理者(施設長)	1名(兼務)	
介護支援専門員	1名(兼務)	(生活相談員)
看護職員	2名(兼務)	(機能訓練指導員)
介護職員	13名以上	

### (2) 職務分掌

- ・ 管理者は、従業者の管理及び業務を統括する。
- ・ 計画作成担当者は、他の従業者と協力して介護サービス計画および介護予防サービス計画(以下、介護等サービス計画という)の作成を行う。
- ・ 生活相談員は、利用申し込みに係る調整、他の介護従業者に対する相談・助言及び援助技術指導を行う。
- ・ 看護職員は、医師の診療補助及び指示を受けて、入居者の看護あるいは施設の保健衛生業務に従事する。
- ・ 介護職員は、入居者の介護、指導及び援助業務に従事する。
- ・ 機能訓練指導員は、機能訓練を実施することにより、機能の減退防止に努める。

## 8. 職員の勤務体制

(職種)	(勤務時間等)	
管理者	(午前8時30分から午後17時45分)	4週8休
計画作成担当者	(午前8時30分から午後17時45分)	4週8休
生活相談員	(午前8時30分から午後17時45分)	4週8休
看護職員	(午前8時30分から午後17時45分)	4週8休
介護職員	早出(午前7時00分から午後4時15分)	4週8休
	日勤(午前9時00分から午後6時15分)	
	※ 遅出(午後2時45分から午後8時15分)	※変則3パターン
	※ 夜勤(午後8時00分から午前9時15分)	

※遅出1(11:00~20:15) 遅出2(13:15~20:15) 遅出3(13:45~20:15)

※夜間(午後6時15分から翌朝午前7時)は原則として介護職員2名で支援を行います。

## 9. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は、年中無休です。
- (2) 営業時間は、24時間です。

## 10. 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

介護サービス		利用料
種類	内容	
食事介助	<p>イ. 栄養士が献立を立て、食事を提供します。 (但し、食費は給付対象外です。)</p> <p>ロ. 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食 午前7時30分より 昼食 午後12時00分より 夕食 午後6時00分より</p>	<p>介護報酬の告示上の額 (但し、法定代理受領サービスとして特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を実施した場合には、介護報酬基準額の介護保険負担割合証に記載された割合を利用者が負担する。)</p>
排泄介助	<p>イ. 利用者の状況に応じた適切な排泄介助及び排泄の自立に向けた援助</p> <p>ロ. オシメを使用する利用者に対しては、こまめに交換します。(随時交換)</p>	
入浴介助	<p>イ. 週2回以上の入浴または清拭を行います。</p> <p>ロ. 寝たきり等で座位のとれない利用者は、特殊浴槽の利用が可能です。</p>	
着脱介助	<p>イ. 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮し毎朝夕の着替えを行うよう努めます。</p> <p>ロ. シーツの交換は、随時実施します。</p> <p>ハ. 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</p>	
機能訓練	<p>機能訓練指導員(看護職員兼務)による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。</p>	
健康管理	<p>イ. 協力医療機関により、不定期に診察日を設定して健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</p> <p>ロ. 入居者が外部の医療機関に通院する場合は基本にご家族様にお願いしますが、その介添いについてできるだけ配慮します。 (当施設の協力医) 近藤病院 診察日：不定期</p>	
相談及び援助	<p>イ. 当施設は、入居者及びその家族からのいかなる相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p>	
レクリエーション行事	<p>当施設では、施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。</p>	

(2) 介護保険給付外サービス

介護等サービス		料 金
種 類	内 容	
おむつの提供	ご希望に応じて提供させていただきます。	実 費
行政、金融機関等の手続き	イ. 役場等での書類の申請交付、申請手続き、金融機関への業務等を代行します。	実 費
居室使用料		ケアハウスの管理費に含まれております。
食事提供	季節感のある適温の食事を提供いたします。また、利用者の体調に合わせた食べやすく調理された食事を心がけます。	ケアハウスの生活費に含まれております。
教養娯楽活動	クラブ活動 (少人数のため各人の趣味に添って実施している)	材料等は、 実費
その他	長距離移送等	実費

1 1. 当施設のサービス利用料金表（1月あたり） 別紙「利用料金規定」を参照下さい。

1 2. 苦情等申立先

苦情解決責任者 施設長

苦情受付担当者 相談員

ご利用時間 毎日午前9時より午後5時まで

ご利用方法 来所及び電話番号 0867-42-7550

FAX 0867-42-7553

※行政機関（岡山県・真庭市）および国保連でも苦情受付窓口があります。

1 3. 協力医療機関

医療機関名称 近藤病院

院 長 名 近藤 秀則

所 在 地 岡山県真庭市勝山1070番地

電話番号 0867-42-0495

診 察 科 外科・内科

医療機関名称 金田病院  
 院長名 近藤 秀則  
 所在地 岡山県真庭市西原番地  
 電話番号 0867-52-1190  
 診察科 外科・内科

14. 非常災害時の対策  
 非常時の対応

別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。

近隣との協力関係

併施設設及び同法人施設と協力し非常時の相互応援をいたします。

平常時の訓練等

別途定める「消防計画」にのっとり年2回の総合防災訓練（利用者・従業員による）を実施します。

防災設備

設備名称

スプリンクラー

非常出口

誘導灯

防火扉

非常通報装置

設備名称

漏電火災報知機

ガス漏れ報知機

自動火災報知機

消火栓

消火器

消防計画

消防署への届出日：令和5年 1月 1日

防火管理者

施設長

15. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ず面会簿に記入してください。また、来訪者が宿泊される場合には、届出と許可を得てください。
外泊・外出	外泊及び外出の際には、必ず行き先、帰宅時間及び食事の有無を職員に申し出てください。
医療機関への受診	緊急の場合を除き、基本的にはご家族の方でお願いいたします。
居室・設備器具の利用	施設内の居室・設備・器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 過度の飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内では、他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください

動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
現金・所持品等の管理	現金、所持品等は、原則ご自身で管理をお願いいたします。但し管理を依頼される場合は、入居者預かり金等管理規定によりお預かり致します。

#### 1 6. 秘密保持

事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。

#### 1 7. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する介護サービスおよび介護予防サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する介護サービスおよび介護予防サービスの提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 利用者に対する介護サービスおよび介護予防サービスの提供により賠償すべき事故（不慮の事故／転倒・誤嚥等を除く）が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 1 8. 事業者は、契約者に対する介護サービスおよび介護予防サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。

年 月 日

指定特定施設入居者生活介護サービス又は介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特定施設入居者生活介護事業所

介護予防特定施設入居者生活介護事業所

ケアハウスライラック久世

施設長 中山 真 吾

印

説 明 者 職 名 施 設 長

氏 名 中 山 真 吾

印

私は、本書面にもとづいて事業者から重要な重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

印

利用者の家族等

住所

氏名

印

続柄

注 施設利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。